

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第1号】市長の専決処分事項承認について	
専決第6号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第4号）	4
【議案第2号】平成29年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	5
【議案第3号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）	10
【議案第4号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12
【議案第5号】平成29年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	14
【議案第8号】矢板市情報公開条例の一部改正について	15
【議案第9号】矢板市個人情報保護条例の一部改正について	15
【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正について	18
【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	18
【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の 採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	18
【議案第13号】矢板市市税条例の一部改正について	19
【議案第14号】矢板市都市計画税条例の一部改正について	19
【議案第15号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	21
【議案第16号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について	22
【議案第17号】矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 について	28
【委員長報告】	31
【閉会】	31

1 日 時

平成29年12月7日(木) 午前8時55分(開会)～午後3時13分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 佐貫 薫 副委員長 関 由紀夫
委員 藤田 欽哉、和田 安司、中村 久信、
石井 侑男、中村 有子、渡邊 孝一

4 欠席委員 なし

5 説明員(29名)

(1) 総合政策部(1人)

①総合政策部長 横塚順一

(2) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 室井隆朗 ②電算統計班長 石川民男
③政策企画担当 星哲也

(3) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 沼野晋一

(4) 総務課(5人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一
③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司
⑤管財担当 谷中清吉

(5) 税務課(4人)

①税務課長 高橋弘一 ②管理収納担当 丸谷久美子
③市民税担当 相馬香織 ④資産税担当 手塚正之

(6) 社会福祉課(3人)

①社会福祉課長 永井進一 ②社会福祉担当 阿久津功
③生活福祉担当 田城宣宏

(7) 高齢対策課(2人)

①高齢対策課長 柳田和久 ②介護保険担当 日賀野真

(8) 子ども課(2人)

①子ども課長 石崎五百子 ②泉保育所長 星野朝子

(9) 健康増進課(2人)

①健康増進課長 細川智弘 ②国保医療担当 高久聡子

(10) 暮らし安全環境課(3人)

①暮らし安全環境課長 小瀧新平 ②危機対策班長 柳田豊
③環境担当 情野浩志郎

(11) 市民課(1人)

①市民課長 薄井初江

(12) 出納室 (1人)

①出納室長 鈴木康子

(13) 選挙監査事務局 (1人)

①選挙監査事務局長 森田昭一

6 担当書記 高瀬 稔子、水沼 宏朗

7 付議事件

【議案第1号】市長の専決処分事項承認について

専決第6号 平成29年度矢板市一般会計補正予算 (第4号)

【議案第2号】平成29年度矢板市一般会計補正予算 (第5号)

【議案第3号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

【議案第4号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

【議案第5号】平成29年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

【議案第8号】矢板市情報公開条例の一部改正について

【議案第9号】矢板市個人情報保護条例の一部改正について

【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

【議案第13号】矢板市市税条例の一部改正について

【議案第14号】矢板市都市計画税条例の一部改正について

【議案第15号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第16号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

【議案第17号】矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

8 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長 (佐貫薫) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

(8時55分)

○議事に入る前に直ちに、別紙日程により、現地調査行いたい、異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査を行う。暫時休憩とする。

(8時56分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。

(9時56分)

この委員会に付託された案件は

【議案第1号】市長の専決処分事項承認について

専決第6号 平成29年度矢板市一般会計補正予算(第4号)

【議案第2号】平成29年度矢板市一般会計補正予算(第5号)

【議案第3号】平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)

【議案第4号】平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

【議案第5号】平成29年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【議案第8号】矢板市情報公開条例の一部改正について

【議案第9号】矢板市個人情報保護条例の一部改正について

【議案第10号】矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【議案第11号】矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【議案第12号】矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

【議案第13号】矢板市市税条例の一部改正について

【議案第14号】矢板市都市計画税条例の一部改正について

【議案第15号】矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第16号】矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

【議案第17号】矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についての15件である。

【議案第1号】

○委員長 「議案第1号 市長の専決処分事項承認について 専決第6号 平成29年度矢板市一般会計補正予算(第4号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長(三堂地陽一)

(「提出議案説明書」1ページを朗読。「議案書」1ページ及び2ページを朗読。「平成29年度矢板市補正予算書」1ページを朗読。2ページ及び3ページにより説明。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」2ページから7ページにより説明。)

議案第1号 市長の専決処分事項承認について 専決第6号 平成29年度矢板市一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳出にそれぞれ1,850万円を追加計上し、予算総額を133億400万円に補正しようとするもの。

今回の補正は、衆議院議員選挙に要する経費である。

歳入

15款3項1目、総務費委託金は、衆議院議員総選挙費委託金。

歳出

2款4項3目、衆議院議員総選挙費で、選挙立会人及び選挙管理者等の報酬、従事職員の時間外手当等、ポスター掲示場やシルバー人材センターへの受付業務及び選挙人名簿システム等の委託料等。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

【議案第2号】

○委員長 「議案第2号 平成29年度矢板市一般会計補正予算(第5号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長(三堂地陽一)

(「平成29年度矢板市補正予算書」1ページを朗読。「平成29年度矢板市補正予算書」2ページから6ページにより説明。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」2ページから25ページにより説明。)

議案第2号 平成29年度矢板市一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出にそれぞれ4億3,090万円を追加計上し、予算総額を137億3,490万円に補正しようとするもの。

今回の主な補正は、人事院勧告の実施に伴う、職員給料等の調整、文化会館の改修、大きなものとしては、次期環境施設の進入道路にあたる市道安沢越畑14号線の工事費がある。

歳入

10款1項1目、地方交付税は、普通交付税の留保分。

14款1項1目、民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金で2分の1の負担である。

14款2項2目 民生費国庫補助金は、社会福祉費の補助金増額補正。

- 1 4 款 2 項 4 目 土木費国庫補助金は、市営住宅長寿命化改修工事補助金の追加補正。
- 1 4 款 2 項 6 目 教育費国庫補助金は、地方創生拠点整備交付金(文化会館)の追加補正。
- 1 4 款 2 項 7 目 農林水産業費国庫補助金は、地方創生拠点整備交付金(道の駅に充てる)の追加補正。
- 1 5 款 1 項 1 目 民生費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金、障害児給付費等負担金の追加補正及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額補正。
- 1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金は、児童福祉費補助金で妊産婦医療対策費補助金、こども医療対策費補助金の追加補正。
- 1 5 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金は、農業費として、とちぎの園芸活力創造総合推進事業費補助金 10 分の 10、林業費としてイノシシ捕獲促進強化事業費補助金 2 分の 1、緊急捕獲活動推進事業費補助金の追加補正。
- 1 7 款 1 項 1 目、教育費寄附金は、一般の方からの指定寄附。
- 1 8 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金で財政調整基金の取り崩しゼロを目指して財政運営を行ってきており、1 2 月補正で当初繰り入れたものはゼロになった。
- 1 8 款 1 項 5 目、ふるさと納税基金繰入金は、ふるさと納税増額による補正。
- 1 8 款 2 項 1 目、介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計への繰入減額補正。
- 1 8 款 2 項 2 目、後期高齢者医療特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計への繰入金。
- 2 0 款 4 項 3 目、過年度収入は、障害者給付費等の負担金の追加補正。
- 2 0 款 4 項 4 目、その他の雑入は、塩谷広域還元施設の負担金。進入道路の工事にあてがう。
- 2 1 款 1 項 2 目、農林水産業債は、道の駅管理事業。
- 2 1 款 1 項 3 目、土木債は、公営住宅整備事業。
- 2 1 款 1 項 6 目、教育債は、文化会館改修事業。

歳出

説明の前に、冒頭で申し上げたとおり今回は人事院勧告に伴うものがあり、それぞれの款項目において職員給与費等の引き上げが関わっているため、はじめに予算に関する説明書 2 2 頁及び 2 3 頁により説明する。

特別職の期末手当について年間で 0.05 か月分上がることになる。また、一般職は、年間で 0.1 か月分上がることになる。

- 1 款 1 項 1 目 議会費は 9 9 万 8 千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。
- 2 款 1 項 1 目 一般管理費は 7 7 5 万 9 千円の増。人勸に伴う職員給与費等 4 9 9 万 1 千円の増と、人事給与管理費 1 4 9 万 2 千円は、年度途中で退職した職員の代替え臨時職員の賃金等の増である。
- 2 款 1 項 3 目 財政管理費は、9 1 6 万 6 千円の増。財政管理事務積立金の積み増し。
- 2 款 1 項 5 目 財産管理費は、1 0 0 万円の増。庁舎の光熱水費の不足による。
- 2 款 2 項 1 目 税務総務費は 3 2 4 万 7 千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

2款2項2目 賦課徴収費は150万円の増。個人、法人の市民税、固定資産税等の還付金。
2款3項1目 戸籍住民基本台帳費は148万1千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。
2款4項1目 選挙管理委員会費は5万6千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。
2款5項1目 統計調査総務費は11万8千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。
2款6項1目 監査委員費は12万7千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。
3款1項1目 社会福祉総務費は6,063万5千円の増で、人勸に伴う職員給与費等、102万円の増等。

社会福祉総務費は民生委員児童委員の報酬の増及び平和祈念活動援護・補助事業工事費の減。温泉センター施設事業工事費は、ふれあい館の西の歴史と憩いの森にある展望台が朽ちており、危険なため撤去する費用。

障がい者福祉対策費1,009万6千円の増は、前年度事業費の精算に伴い、国県の負担金を償還するもの。

障害者総合支援事業4,876万9千円の増。委託料は、システム改修業務に係る費用。扶助費は、障がい福祉サービス費、障がい児通所に係る利用増加に伴う増。償還金は、国県負担金の償還金。

生活困窮者自立支援事業48万9千円の増は、国への補助金を償還するもの。

国民健康保険特別会計繰出金251万7千円の減は、人勸に伴う職員給与費等及び後期高齢者支援金の繰出し。

後期高齢者医療費261万3千円の増については、前年度事業費の精算に伴い、追加。

後期高齢者医療広域連合繰出金71万7千円の減については、後期高齢者医療広域連合からの負担金額が確定となり、保険基盤安定繰出金が減となったことによるもの。

3款1項2目 老人福祉費は939万1千円の増で、人勸の実施、介護給付費の増、システム改修が伴うこと、介護認定申請の訪問調査、主治医の意見書等の経費が増えたことで増となった。

3款1項4目 医療助成費は800万円の増で、子ども医療、妊産婦医療費に不足が生じたため。

3款2項1目 児童福祉総務費は293万円の増で職員給与費等90万3千円増については、人勸に伴う職員給与費等。

児童福祉援護事業114万5千円の増については、子育てワンストップサービスの導入経費。育成医療給付費1万8千円の増については、前年度事業費の精算に伴い、国県の負担金を償還するもの。児童福祉援護事業の市使用料及び賃借料6万5千円、児童福祉対策事業86万4千円の増については、子育てワンストップサービスの導入経費。

3款3項1目 生活保護総務費は7,449万9千円の増で、人勸に伴う職員給与費等の増と、生活保護運営対策費として前年度事業費の精算に伴い、国の負担金、補助金の返還金7,418万4千円を計上している。

4款1項1目 保健衛生総務費は138万円の増で、人勸に伴う職員給与費等116万3千円の増と、健康づくり事業21万7千円の増は、前年度事業費の精算に伴い、県の補助金の返

還金。

6款1項2目 農業総務費は113万8千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

6款1項3目 農林振興費は5,832万3千円の増で、ブドウ生産者にパイプハウスを建てるための補助。農業振興交付金及び道の駅改修工事に係る監理業務委託料及び工事請負費。これらは、地方創生拠点整備交付金をあてがう事業。

6款2項2目 林業振興費は226万1千円の増で、有害獣駆除事業として矢板市の鳥獣被害対策実施隊賃金の追加、捕獲報奨金の追加。

7款1項1目 商工総務費は268万2千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

8款1項1目 土木総務費は83万9千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

8款2項3目 道路新設改良費は1億6,000万円の増で、市道安沢越畑14号線、長さ634メートルの工事費。

8款4項1目 都市計画総務費は59万4千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

8款4項4目 公共下水道事業費は72万3千円の増で、公共下水道事業特別会計繰出金は人勸に伴う職員給与費等。

8款5項1目 住宅管理費は511万1千円の増で、人勸に伴う職員給与費等と、市営住宅整備工事請負費500万円の増については、石関市営住宅2号棟長寿命化に伴う工事費。

10款1項2目 事務局費は129万1千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

10款2項1目 小学校学校管理費は61万3千円の増で、人勸に伴う用務員、調理員の給与費等。

10款4項1目 社会教育総務費は439万円の増で、人勸に伴う職員の給与費等400万5千円の増と、文化財保護費38万5千円の増については、30万円の指定寄附があり、文化財関係に使ってほしいとのことで、工事請負費として29万8千円を計上し、市道木幡十字路の少し先に木幡神社、川崎城跡公園の案内看板を設置する予定である。手数料8万7千円は、スマートインターチェンジ整備事業に伴い、埋蔵文化財の指定区域内のため、試掘作業をするものである。

10款4項5目 郷土資料館費は238万円の減で、前年度嘱託員であった者が、今年度再任用職員となったことによる報酬の減等。

10款4項6目 文化会館費は1,202万8千円の増で、9月補正で主に屋根改修について増額したが、更に機能を加えて交付金事業に該当になったため、託児ルームとホール楽屋の内装等を修復する工事を実施する。

10款5項1目 保健体育総務費は100万円の増で、矢板中央高校が全国大会に出場することになったため、出場交付金を追加。

債務負担行為補正

矢板市立図書館管理運営事業の5年分の事業費限度額を2億5,169万円と定めたもので、期間は、平成30年度から平成34年度。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 人事院勧告の件で、退職手当についても勧告があったと聞いているが、その事実と、今回の補正予算には反映されていないと認識をしているが、事実とした時にこの扱いはどうなるのか。

○総務課長 議員ご指摘のとおり退職手当にも人事院勧告があり、退職手当が下がる。しかし、これは、総合事務組合のほうで扱うものなので、一般会計については経費に計上しておらず、減額もない。

○中村久信委員 ということは、退職手当は組合で県内全域で行っていると思うが、そちらの扱いであって矢板市には直接関係ないということでしょうか。

○総務課長 おっしゃるとおりで、矢板市独断ではできないので、総合事務組合にお任せしている。こちらから下げてもほしくないとも言えない。

○中村久信委員 組合がどう判断するかはわからないが、変更があれば矢板市の拠出金に変化すると思うが、それがあれば、次の年度末3月補正ということになるということでしょうか。

○総務課長 補正は、ないと思われる。

○石井委員 15頁の生活保護運営対策費について、生活保護の現状はどうか。

○社会福祉課長(永井進一) 生活保護適正化運営対策事業として7,418万4千円を償還することになる。平成29年3月31日現在、世帯数が202世帯、人数が240人で28年度の実績になる。27年度に比較して、世帯数で18世帯、人数で24人減となり、予算の執行が少なくなったため、償還することになった。死亡によるもので、医療費が非常に高額にかかっていたが、減額となったことによる。

○和田委員 説明された内容からは少し離れるが、12月ということで当初なかった市独自の施策を反映させるには、この時期かと思う。9月の平成28年度決算を受けて質疑をさせていただく。新庁舎の積立金は、本年度おおよそどれくらいになるのか、いつごろどのような形でわかるのか。

○総務課長 今の状況では、把握できない状況で補正していない。できれば3月補正に、計上できるならば行いたい。その時期は2月中旬ごろではないかと思われる。

○和田委員 一般質問でも指摘があったとおり、積立金は総予算からしても非常に限られた財源しか捻出できない状況の中で、長期的な課題解決と短期的な課題解決、庁舎の一番の目的としては危機管理の面でどれだけ機能するかということである。その中で、今回、また防災行政無線に対する予算がとられていない。庁内では、検討はされているのか。

○危機対策班長(柳田豊) 庁内での検討については、1月に区長に協力をいただいて、班回覧のアンケートを実施し、その結果を基に基本設計を進めていく。現在、準備段階であり、来年の予算に基本設計であげている。

○和田委員 一番危惧しているのは、一般質問にもあった副市長の問題。避難勧告避難指示等の判断の遅れ、伝達の遅れ、これが直接生命にかかわると思っている。そういった視点で、一般質問でも9月の決算審査でも指摘をしているが、それに対する対応が、非常に遅いのではないかと危惧している。市長の答弁で行政の不作為ということがあった。庁舎を新しくするとい

うのは、長期的なビジョン。庁舎の問題が出たのは、熊本地震を受けてからである。積立が今までできなかったのは、行政の不作為であったのは、まったく間違った解釈かと私は思っている。市民から要望を受けて、議会も指摘しているのに、補完設備についてアクションを起こさない。これこそが、行政の不作為だと思うので、速やかに対応していただきたい。来年市政施行60周年を迎える。前年度の準備の年ということで、準備に係わる予算措置はしているのか。

○総務課長 予算的な計上はしていないが、内部では庁議レベルの中や検討委員会を立ち上げ、半年くらい前から検討し準備している。予算の伴うものは当初予算の計上となる。

○和田委員 当初予算ということ言っていたが、今朝の新聞で鹿沼市で屋台のぶっつけに向けて準備しているという記事があった。私の記憶では、10年前の50周年の山車巡行があった。すぐに出すことはなかなかできない。各行政区でお囃子を準備して、山車を準備して、前年度から準備していないと間に合わない。来年そういった事を計画するのであれば、今年度から各行政区に投げかけて予算措置をしていかないと山車は出せない。巡行できない。10年ごとに毎回毎回今までやってきたものが、今から準備しないと60周年でできない。一回途絶えてしまうと、伝統行事が継続できなくなるという状況かと思うがその辺の検討はされているのか。

○秘書広報課長(沼野晋一) 60周年に関しては、総務課長からも説明があったように、庁内で検討している。50周年の際は、山車の巡行があったことから、担当者から行政区長等に話をさせていただいた。やはり、山車を出すとなると人数的なもの予算的なものが結構かかるという話があった。予算的にも山車を引く人数的なこともなかなか厳しいということである。山車については、50周年のように一斉に集まって、一斉に引くというのは難しいのではないかという話まではしている。例えば、山車が入っている小屋から出してお囃子だけをやるとかといった、規模が大きいレベルでは出来るかもしれないが、詳細は決まっていない。これから各行政区長等と詰めていく。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

【議案第3号】

○委員長 「議案第3号 平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長(柳田和久)

(「平成29年度矢板市補正予算書」7ページから9ページを朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」28ページから40ページにより説明。)

議案第3号 平成29年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出にそれぞれ5,152万8千円を追加計上し、予算総額を31億8,471万9千円に補正しようとするもの。

今回の主な補正は、人事院勧告の実施に伴う職員給料等の調整、介護給付費の不足、法改正に伴うシステム改修等によるもの。

歳入

1款1項1目 第1号被保険者保険料は6万円の増で、人勧に伴う職員給与費等。

3款1項1目 介護給付費負担金 及び 3款2項1目 調整交付金は、介護給付費の不足分によるもの。

3款2項2目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 及び 3款2項3目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、人勧に伴う職員給与費等。

4款1項1目 介護給付費交付金は、介護給付費の不足分によるもの。

4款1項2目 地域支援事業支援交付金は、人勧に伴う職員給与費等。

5款1項1目 介護給付費負担金は、介護給付費補正。

5款2項1目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、人勧に伴う職員給与費等。

5款2項2目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、人勧に伴う職員給与費等。

8款1項1目 介護給付費繰入金は、介護給付費補正。

8款1項2目 その他一般会計繰入金は、人勧に伴う職員給与費等と法改正によるシステム改修によるもの。

8款1項3目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 及び 8款1項2目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、人勧に伴う職員給与費等。

8款2項1目 介護給付基金繰入金は、介護保険料の不足分を補うもの。

歳出

1款1項1目 一般管理費は242万5千円の増で、人勧に伴う職員給与費等と事務費の改正によるシステム改修費。

1款2項1目 賦課徴収費は4万4千円の増で、人勧に伴う職員給与費等。

1款3項2目 認定調査等費は70万円の増で、介護認定審査会の主治医の意見書依頼件数の増加に伴い補正。

2款 保険給付費は、次ページまでであるが、介護給付費の不足に伴う各種補正であり、詳細は省略させていただく。

3款2項1目 一般介護予防事業費は5万7千円の増で、人勧に伴う職員給与費等。

3款3項1目 包括的支援事業費は14万9千円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

3款3項4目 認知症総合支援事業費は7万円の増で、人勸に伴う職員給与費等。

5款1項1目 基金積立金は18万3千円の増で、第三者求償賠償金の交通事故のけがで介護保険を使っていた方の一時立て替えとなっていた額が確定したことによる返還金。

給与費明細書は、人勸に伴うもので、給与改定と、期末勤勉手当の率改定によるものである。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 期末手当と勤勉手当について、款によって期末手当だけとか勤勉手当だけとかがあるのは、どういう事か。例えば、39ページの1項が期末手当だけ、4項が勤勉手当だけというのはどういう事か。

○総務課長 項目の違いであるが、補正予算の流れを申し上げると、9月補正で人事異動に伴う調整をしている。その際に時間外手当も絞って調整している。時間外手当の増減の目安も9月で行っている。ゆとりを持っていないので、人勸に伴って増える場合は、現在の予算残と増える分と比較して、勤勉手当が増えても期末手当で賄えたり、勤勉手当が足りなければもちろん増額する。残の状況で項目が違っている。

○中村久信委員 項の中で吸収されれば、補正されないということか。

○総務課長 そのとおりである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

【議案第4号】

○委員長 「議案第4号 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(細川智弘)

(「平成29年度矢板市補正予算書」11ページから13ページを朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」42ページから51ページにより説明。)

議案第4号 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出にそれぞれ1億7,668万円を追加計上し、予算総額を45億6,817万6千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、保険給付費の増に伴う国庫支出金及び県支出金の増額、療養給付費等交付

金の減額及び後期高齢者支援金の確定、人事院勧告に伴う職員給与改定及び勤勉手当引き上げによるものである。

歳入

4款1項1目 療養給付費等負担金は、療養給付費等負担金の増額による増額補正。

4款2項1目 財政調整交付金は、療養給付費等負担金の増額による増額補正。

5款1項1目 療養給付費等交付金は、退職者医療制度に該当になる方の医療費等が、社会保険診療報酬支払基金で決定され、交付されるもの。当初より減額になる。

7款2項1目 財政調整交付金は、安定化調整交付金と支援調整交付金で、療養給付費等負担金の増額による補正。

11款1項1目 一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金が入に伴う職員給与費等6名分。事務費繰入金が入保運営協議会の委員改選による不足分の補正。後期高齢者支援金の減額に伴う繰入金の減額。

12款1項1目 療養給付費交付金繰越金は、退職者医療制度の療養給付費と交付金の過年度繰越金。

12款1項2目 その他繰越金は、1目以外の過年度繰越金。

歳出

1款1項1目 一般管理費は20万4千円の増で、入に伴う職員給与費等。

1款2項1目 賦課徴収費は8万3千円の増で、入に伴う職員給与費等。

1款3項1目 運営協議会費は5千円の増で、運営協議会役員改選に伴う報酬の増。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、医療費等の国庫支払い分の療養の給付に不足が生じることによる増。主な原因は入院患者数の増。

3款1項1目、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療の保険者負担額の確定に伴う減額補正。

8款2項1目 特定健康診査等事業費は6万4千円の増で、管理栄養士1名の入に伴う職員給与費等。

給与費明細書については記載のとおり。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○渡邊委員 46ページ 額が少ないが、運営協議会費報酬は、なにか。

○健康増進課長 今年度は、運営協議会の役員改選であり、そのうちの2人の委員が月の途中で変わった。報酬を月割りで調整しているので、月の途中で変わった分が不足となった。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定す

ることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第5号】

○委員長 「議案第5号 平成29年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「平成29年度矢板市補正予算書」15ページから17ページを朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」54ページから57ページにより説明。)

議案第5号 平成29年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出にそれぞれ2,493万5千円を追加計上し、予算総額を3億6,613万5千円に補正しようとするもの。

今回の補正は、主に保険料増に伴う広域連合納付金の増及び平成28年度一般会計繰入金
の精算。

歳入

1款1項1目 特別徴収保険料 及び 1款1項2目 普通徴収保険料は、被保険者所得割課税分が増えたため増額。

3款1項2目 保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減に対する繰入金の確定によるもの。

4款1項1目 繰越金は、前年度繰入金。

歳出

1款1項1目、一般管理費は、過年度一般会計繰入金の精算。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成28年度分の調整及び本年度の保険料増額によるもの。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第8号】

【議案第9号】

○委員長 「議案第8号 矢板市情報公開条例の一部改正について」及び「議案第9号 矢板市個人情報保護条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長 「提出議案説明書」をご用意願う。

○委員長 途中であるが、委員会の傍聴の申し出があった。この際、委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとしたので報告する。暫時休憩する。

(11時37分)

(傍聴人入室)

○委員長 会議を再開する。

(11時39分)

○総務課長

(「提出議案説明書」4ページを朗読。「議案書」4ページ及び9ページを朗読。議案書5ページから8ページ及び10ページから28ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

○総務課長 委員長から話があったように議案第8号及び議案第9号は一括で説明する。

11月の全員協議会で説明したとおりではあるが、確認の意味で説明する。現在、情報通信技術の飛躍的な進展などにより、データの収集や分析が可能になっている。個人の病歴、指紋、声紋など行動や状態に関する情報に代表されるパーソナルデータの利活用を適正に進めていくことで、国では官民部門、国行政機関等の保有する個人情報について、個人情報の保護を適切に図りながら、パーソナルデータの適正かつ効率的な利活用を積極的に推進するよう、これに伴う個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法を改正し、今年5月30日に施行された。この法改正を受け、本市の条例の一部を改正するものである。主な改正内容は3つである。

まず1つ目が、個人情報の定義を明確化すること。指紋データや旅券番号等の個人の識別部門が個人情報に該当することを明確化している。

2つ目として、要配慮個人情報の取扱いということで、人種や病歴といった特に配慮を要するものは、要配慮個人情報として定義を設け、その有無を個人情報ファイル簿に記載するということ。

3つ目が、非識別加工情報の仕組みの導入。特定の個人を識別することができないように個人情報を加工するというので、個人情報が復元されることがないように、データを非識別加工情報ということで事業者等に提供する仕組みを導入すること。

「議案書」5ページから説明

【議案第8号】

第7条 第8条は、国の規定に合わせ文言を整理、改正、追加をしている。

第8条には、個人情報保護条例の改正による部分もある。

第8条の2 今まで部分開示の規定がなかったので、新たに追加する。

第14条 これまでは、任意的な意見書の提出であったものが、義務化された。

第18条 国の基準に合わせて規定を改正する。

第20条 新たに規定。第三者からの審査を棄却する場合の手続き等の内容が新たに追加。
施行日は、(1) 個人情報の定義の明確化、(2) 要配慮個人情報の取扱いが、平成30年4月1日。(3) 非識別加工情報の仕組みの導入が1年おくれの平成31年4月1日ということで予定している。議案第9号として提出している個人情報保護条例の一部改正における非識別加工情報の施行日に合わせている。

【議案第9号】

個人情報の定義を明確化し、新たに要配慮個人情報や非識別加工情報のそれぞれの定義を設けて条文を追加。

第11条の2 現行条例でも同じような規定があったが、今後国の基準等の改正に対応しやすいように、国の基準に合わせて文言を統一して改正。

第12条 現行条例では、項建てであったが、条立てに新設し、国に準じて改正。

第42条の2 新たに加えた。実施機関(市長、教育委員会等)の取り扱いについて、章立てした。

第42条の17 開示請求するものが、容易かつ的確に開示請求できるような利便性を考慮した措置を講ずることを定め追加。

施行日は、平成30年4月1日とするが、非識別加工情報の部分が1年おくれの平成31年4月1日ということで施行日になる。特定の個人を識別できないように加工すること。例えば、生年月日、性別、住所などが連動すると個人を特定できるが、どの情報を突き合わせても個人が特定できないものを非識別加工情報という。国では、データの加工基準が未確定である。先行した事例はなかなかないが、よく見極め、規則の整備や個人情報ファイルの整備を進めていきたい。他市の状況、国の動向もよく見極めたうえでの猶予をいただきたいため、平成31年4月1日とする。

附則第3条で、矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する。非識別加工情報に関する事項について、審査会に権限を与えるものである。

○委員長 これより一つずつ質疑を行う。議案第8号に対し、質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第8号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決された。

暫時休憩する。

(12時01分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。 (12時02分)

暫時休憩する。 (12時02分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。 (12時58分)

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 非識別加工情報について、個人が識別できないように加工した情報を第三者に渡せるように法改正された。市が持っている情報を同じような手続きを経て、渡せるということだと思うが、この保有している情報は、情報の開示請求を受けて初めて、第三者に渡すことができるのか、例えば、市が加工したものがデータベースでどこかにあってそこに取に行けば第三者がとれる情報なのか。

○総務課長 実施機関で識別できないように加工したものを、まだ加工の方法は分からないが、ホームページ等にこういう情報があるという項目を公表する。資格要件を満たす事業者であれば、情報を活用したい提案をいただき資格審査を受け、資格がある業者と判断されれば、契約締結して渡す流れになる。

○中村久信委員 非識別加工の仕方は、まだという事だが、出来ないものを出来るようにする人がでてきて、たちごっこになる。物理的に再生復元できないようにすれば別だが、多分電子上の加工かと思う。そうすると復元をする人もでてくるのではないか。加工技術も日進月歩して行くのだろうと推測するが、各地方自治体が持っているものは、自分のところの責任において加工することになるのか。国が一元的に技術も含めて行っていくのか。

○総務課長 議員ご指摘のとおり、電子データはいくら加工してもたちごっこであろうと思われる。今の段階では、各自治体に任せられると感じている。しかし、手書きのものを公表することはなくデータということになると思うので、栃木県では、大手の電算センターで加工してもらうことになるのではないかと。国がこういうソフトを使ってということは今のところない。

○中村久信委員 請求の手続きの中で、資格審査をするということだが、形式審査ではなく踏み込んだ審査が出来るのだろうと思われるがいかがか。

○総務課長 ご指摘のとおり。

○中村久信委員 請求者がこういう目的で使用したいと言ったとき、目的外使用があった時、罰則の規定はあるのか。

○総務課長 今のところ罰則規定は、ない。25ページ(第41条の14)実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除ができる。

改正の中にはないが、そもそも個人情報保護条例には第6章罰則規定があり、2年以下の懲役または100万円以下の罰金。議員の手元に資料がないので申し訳ない。

○中村久信委員 例えば、目的は同じだが、自分のところではなく、別のところに委託するようなケースは、この条例のもとに許されるのか。

○総務課長 23ページ第42条の12で、非識別加工情報を受けた事業者側に係る規定で、利用に関する契約を締結をし、変更をしようするときは実施機関に戻すことになっている。それをせずに、やってしまったときは、契約の解除と今後2年契約しないことになる。

○中村久信委員 条例上は、できないことになっていると理解した。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

【議案第10号】

【議案第11号】

【議案第12号】

○委員長 「議案第10号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第11号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第12号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」29ページ、31ページ及び33ページを朗読。「提出議案説明書」4ページから5ページを朗読。議案書30ページ、32ページ及び34ページから41ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

改正の概要については、平成29年人事院勧告により国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じて改正する。

【議案第10号】

【議案第11号】

期末手当の支給を0.05月引き上げるもの。3.25月から3.30月に改正するもの。

第1条では12月に0.05月、第2条では6月に半分の0.025、12月に0.025をあげる。施行日は、第1条が交付の日から、第2条が平成30年4月1日からである。

【議案第12号】

これは、二つの条例を一緒に改正している。

人事院勧告に伴う改正で、給料表が変わる。新規採用職員の初任給を1,000円上げ、若年層も同程度の引き上げを行う。その他は、400円程度。平均改定率は0.2%。勤勉手当は、0.1月の引き上げ。4.3月から4.4月に改正。再任用職員については、0.05月引き上げ。2.25月から2.3月に改正。施行日は、本年度の勤勉手当は一括で、次年度は、6月と12月に分けて支給する。

一般職の任期付職員の給与も給料表と同様に勤勉手当の率が改正。施行日も同様。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

次に議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

次に議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第13号】

【議案第14号】

○委員長 「議案第13号 矢板市市税条例の一部改正について」及び「議案第14号 矢板市都市計画税条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長(高橋弘一)

(「議案書」42ページ及び53ページを朗読。「提出議案説明書」5ページを朗読。議案書43ページから52ページ及び54ページから55ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

○税務課長(高橋弘一)

地方税法等の一部を改正する法律等が改正されたことに伴い、所要の整理を行うための改正。

大きく4つの項目の改正である。

まず、軽自動車税に関する改正である。平成31年10月に予定される県税が徴収している自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴う改正である。この環境性能割については、現行の自動車取得税と同じように軽自動車を取得した時に課税されるものである。税率は、軽自動車税の燃費性能に応じて非課税～2%になっている。徴収については、当分の間栃木県が行う事になっている。現行の軽自動車税については、名称が変更になり環境性能割種別割となり課税する。この改正に伴うものが大部分を占めている。二つ目は、法人税割の税率の改正、三つ目は、固定資産税に係わるわがまち特例、市民税の配偶者控除に関する改正である。なお、この改正の概要については、全員会協議会の報告事項ですでに報告させていただいている。

【議案第13号】

第18条の3 納税証明事項についての規定で、環境性能割の導入に伴い、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称改正。

第19条 納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係わる税金についての規定で、環境性能割の導入に伴い、「環境性能割」を追加。

第34条 法人税割の税率を制限税率で、12.1%から8.4%に改正するもの。

第61条の2 固定資産税に関する地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例についての規定で、平成29年度の税制改正で追加になった。1項が家庭的保育事業、2項が居宅訪問型保育事業、3項は事業所内保育事業が規定されており、この施設について課税標準特例割合をそれぞれ2分の1にするもの。

第80条 軽自動車税等の納税義務者等について規定したもの。環境性能割、種別割の納税義務者をそれぞれ規定したもの。

第81条 軽自動車税の見直し、課税について新たに規定するもの。

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車の非課税の範囲について規定したもの。現行の第81条第1項第2号に規定されていたが、新たに条として規定された。

第81条の3から8 新たに規定される環境性能割の第81条の3は課税標準、第81条の4は税率、第81条の5は徴収の方法、第81条の6は申告納付、第81条の7は不申告等に関する過料、第81条の8は減免について、それぞれ規定している。

第82条から第91条 環境性能割の導入に伴い、現行の「軽自動車税」を「種別割」に名称改正。なお、第82条にある種別割の税率は、現行と変わりなく金額の変更はない。

附則第5条の3 個人の市民税所得割の非課税の範囲等について規定しており、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、用語を改正する。

附則第8条の2 固定資産税に関するわがまち特例について規定。11項が企業主導型保育事業、12項が市民緑地に供する土地についてである。企業主導型保育事業は3分の1、市民緑地に供する土地については3分の2にする。

附則第13条の2から6 環境性能割の追加に伴い新たに規定するもので、附則第13条の2は賦課徴収の特例、第13条の3は減免の特例、第13条の4は申告納付の特例、第13条の5は徴収取扱費の交付、第13条の6は税率の特例について規定するもの。

附則第14条 軽自動車税の種別割の税率の特例について、用語の整理をする。税率の金額は、現行と同じである。

附則 施行期日、各税目の経過措置についてであり、説明省略。

【議案第14号】

市税条例の一部改正と同様、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の規定の追加である。

第2項で課税標準額の特例割合を企業主導型保育事業については3分の1、第3項で市民緑地に供する土地については3分の2として、市税条例と同じ内容にする。上段の改正は、第2項及び第3項を追加するため、項ずれなどを修正するもの。

附則 施行期日及び経過措置を規定。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決された。次に議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 「議案第15号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長 (石崎五百子)

(「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」56ページを朗読。「議案書」57ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

保育所、保育園を利用するための流れについて、若干説明する。保育所、保育園を利用するためには、市に認定申請を行う。認定基準は、一つ目に、保育を必要とする理由があるか。就労、疾病などで児童を見る人がいないなどの理由。二つ目に、その児童の保育の必要量。標準時間が最長11時間、短期時間が最長8時間と定まっていて、いずれかであること。この二つと保護者の希望で、1号認定、2号認定、3号認定という認定をされる。1号認定は3歳以上であること、保護者が教育を希望していること。行先は、認定こども園になる。2号認定は、3歳以上で保育が必要ということ。入所先は、保育所、保育園、認定こども園になる。3号認定は、3歳未満で保育が必要であること。入所先は、保育所、保育園、認定こども園、小規模保育等がある。認定基準に合い、市が保育を必要と認めたときに、子どものための教育保育給付に関する支給認定証を交付することになる。いわゆる支給認定証である。その次に、市へ希望保育園等を申し込む。受付は保育所。市が利用調整をして保育園を決定し、保育園名の入った入所承諾通知書という2枚目の通知が出る。さらに利用額が入った3枚目の利用者負担決定通知書を交付する。認定証は、保育を利用をするときに提出する決まりになっている。保育必要量の変更に伴いますと、旧支給認定証の提出とか新支給認定証の発行等が自治体の事務負担となっていると国が認め、今般、基準法令となっている令が改正されたことによるもの。改正後は、支給認定証は、保護者からの申請があった場合のみ、交付することになった。保護者に発行していない場合、支給認定に係る事項を記載した通知を保護者に通知すれば足りることになった。矢板市では、利用負担決定通知書に、支給認定の事項、具体的には、支給認定期間、保育必要理由を追記して交付するという形にできることになったため、条例を改正するものである。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○社会福祉課長(永井進一)

(「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」58ページを朗読。「議案書」59ページから65ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

今回の改正は、提案理由の他に条例の全体を見直し、わかりやすくするため、別表の表記の仕方とか文言の整備を合わせて行っている。ついては、改正内容について、条例の新旧対照表を用いて説明をさせていただきたいので、資料の配付を許可願う。

○委員長 許可する。

(事務局 資料を委員に配付。)

○社会福祉課長 お配りした新旧対照表について、1ページから6ページまでが、条文と附則、7ページから10ページまでが別表になっている。分かれているので、二つ横に並べていただきたい。左が新、右が旧条例で、朱書きの部分が今回の改正になっている。

第2条 名称を改め、施設を表形式にし、6施設追加した。新設は、宮川キャンプ場、城の湯RVパークである。

第3条 条文の改正はない。有料施設等の別表第1を改正。新たに追加したのは、宮川キャンプ場、城の湯RVパークと備品のレンタサイクルである。旧表の農産物展示即売所について、取り扱いが異なるので別に定めることにした。

第4条 指定管理者の管理する施設と備品を明確にするための改正。単なる施設となっているので備品を追加した。

第5条 指定管理者の業務の範囲。第3条で略している「有料施設等」としているが、「有料施設」となっている。「有料施設等」が正しいので、整備するもの。この後もいくつかあり、同様に改正する。第2号の「施設等」は、前条の改正同様備品を加えるものである。

第6条 「有料施設等」と改正。別表第2は利用時間の規定。表記の仕方を細かいところを除いてシンプルに改めた。城の湯温泉センターは、午前10時から午後9時まで。ただし、休憩室、多目的ホール及び研修室は、午後7時まで。新たに追加したのは、宮川キャンプ場が午後3時から翌日の午前10時まで、城の湯RVパークも同様に午後3時から翌日の午前10時までとした。城の湯もふれあい館は、午前10時から午後9時まで。ただし、宮川キャンプ場及び城の湯RVパークの利用者は翌日午前10時までとする。これは、トイレ、炊事場が利用可能ということである。レンタサイクルは、午前9時から午後5時まで。

第7条 「休館日又は休場日」を「休館日等」に改正。国民の祝日に関する法律のただし書きの表記を変えた。第3号を追加。11月1日から3月31日までは冬季期間とし制限を加えている。第3項を追加。市長が特に認める場合を除き、備品の貸出をしないこととした。休館日に備品の使用が考えられるので追加した。

第8条 「有料施設等」と改正。

第10条 「有料施設等」と改正。「毀損」を漢字に改める。

第11条 条文の改正はないが、別表第3の利用料金の改正。細かいものをシンプルに改正。(1)城の湯温泉センターのレンタサイクルを追加。1回(4時間以内)1,000円以内、1日1,500円以内とし、指定管理業者が料金設定できるように「以内」としている。備考に、大人は、中学生以上65歳未満とし、家族同伴の未就学児は、無料とした。(2)宮川グランドゴ

ルフ場は、大人、中学生以下を団体、個人とした。備考で中学生以下のものを半額とし、責任者等を置かなければならないこととした。(3)宮川キャンプ場、(4)RVパークの利用料金。(5)城の湯ふれあい館は、金額の変更はないが、区分の表記を変えている。備考の注意書きを改正している。ふれあいホール及び静養室が今回の整備でなくなるので、削除し、炊事場を追加した。3で、利用者の利用割合を半額にすると改正。

第14条 「有料施設等」と改正。

第15条 「施設等の許可」を「占有使用許可」に改正。農産物展示即売所のことを記載していて、占有の目的以外に使用できないことになっている。占有使用許可が出ているので正式に変えた。

第16条 特別の設備を備えた場合、管理者の許可を受けなければならない。旧条例は、利用者と占有者の両方が一緒に記載されており非常にわかりにくいので、区分けした。まずは、利用者は、指定管理者が許可するもの。占有施設、農産物展示即売所は市長の許可になり、許可の相手が変わってくるので、整備した。

第18条 「やすらぎの里」は、農産物展示即売所を含む施設であり、指定管理者の許可にならないので、「指定管理施設」と改正。

第19条 第16条同様、利用者と占有者が混同して記載されていたので、わかりやすくした。

第20条 旧条例では、利用者及び占有者となっていたが、これ以外の方も破損などの想定がされるので、設置された備品という位置づけで農産物即売所を含んだ施設全体について損害賠償してもらう規定とした。

第21条 準用規定を設けた。第16条及び第19条は、利用者だけの規定であるので、これを準用し、占有者も規定するもの。

第22条、第23条は、第21条を追加したことにより、繰り下げ。

第22条 「やすらぎの里」を「指定管理施設」に改正。農産物展示即売所を除いた指定管理施設の管理を行う時に、市長が管理を行う場合の読み替え規定。

附則 施行期日平成30年4月1日。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 施設全体が多様化して、集客力を増す良いものという形に変わっていくものと大変評価している。二点ほど気になることがあり、1点目は、対外的に、お客さんを増やす目的であった場合、利用時間についての制約はどうかと思う。料金、利用時間について、今までどの程度の頻度で改定されてきたのか、また、これからどの程度の頻度見直ししていくのか確認したい。

○社会福祉課長 利用料金と利用時間については、私の記憶する範囲では、全然手を付けていない気がする。午前10時から午後9時までという規定の中で、料金も大人500円については、やっていなかったのではないかという気がする。料金は、指定管理者が500円以内で決められることになっており、指定管理者の考え方で設定していた時期があったかどうかわから

ないが、私が所轄するようになってからはなかった。

○和田委員 別表第3の事で向うが、キャンプ場やRVパークは、午後3時から時間設定であるとなかなか利用者が少なくなるのではないかと、もっと早くから使いたいという声が出てくるかと思うが、一度条例で決めてしまうとなかなか変えることが難しいのではないかと。その辺りの検討をお願いしたいという要望である。グラウンドゴルフ場について、敬老会の実行委員会の時にもお願いしたが、以前使っていた人が、改修してもらったのは良いが、料金が高くなって使いにくくなったということがある。特にグラウンドゴルフ場については、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに寄与する施設であり、使いやすい状況、できれば、中学生並みの状況にした方が良いのではないかと考えるが、その辺りの検討はどうか。

○社会福祉課長 時間の設定については、近隣の様々な施設を視察して設定した。矢板市で実施するこのような公共の施設については初めての取り組みとなるので、利用者の動向を来年4月以降、よく観察させていただいて、先ほどのご指摘のとおり、午前中から使いたいといった申し出があった時の対応をどうするか指定管理者と協議しながら、条例では、3時からという規定になっているので、それで進めてもらうことになるかもしれないが、そういった要望が多い状況であれば、後々条例改正して対応したい。グラウンドゴルフ場の料金については、前回の改修の際に料金の改正をし、市内にあるいわゆるグラウンドゴルフ場の料金と同じ体系にした。温泉だけ特殊扱いというのはどんなものかということで同じ体系を取った。料金が高くなったのは、別表の団体の料金が旧条例では、2時間増すごとに1,000円だったのが、1時間増すごとに1,000円となったためと思われる。個人の料金は変わっておらず、団体だけが変わった。長い間グラウンドゴルフ場を利用できなかったこともあって、今までやっていた人が、別なところを使用したいということでほかのところに向けていったのかということか、話を聞くと料金の高くないところで始まってしまったので、そちらの方がお金がかからないからということで、こちらには、足を向けていただけなかったということがある。指定管理者にはその話もしており、人を寄せるような、イベント的な仕掛けの仕方と温泉とグラウンドゴルフを融合させて、また、食事もできるので、そういったものをセットにした大会等を開いていただき、温泉も使えるような利便性の向上になるような部分をアピールさせる事業を展開してもらい、人を寄せる事をしてもらおうよう要望している。今また、使えない状況になってしまったが、来年の4月からは、面積も大きくなるのでそういったことで進めていきたいと考えている。

○和田委員 最後に、バスの無料パスを75歳以上が使えるようになっているので、パスを持っている方は、無料で使えるような連携した策を考えていただきたいとお願いをする。

○藤田委員 和田委員が言われたことに同調するが、キャンプ場やRVパークを作る以上、温泉の時間が早いのではないかと。道の駅きつれがわの温浴施設は、11時までやっている。ちょうど7時ぐらいからキャンプをしている方が、2時間ぐらい食事をとって、それからお風呂に入る方がいる。条例に時間まで規定する必要はないのではという気がしている点と、もう一つ、コアなキャンプをする方は、冬キャンプをするらしい。宮川キャンプ場は、11月から3月までは、休みという事であるが。

○社会福祉課長 公共施設は、すべてこのように利用時間が設定されているので、温泉の施設

だけ設定しないのは、難しい。午前10時から午後9時までの営業時間ということで確かに、キャンプ場やRVパークも一晩泊まるわけだが、9時で閉めてしまうと利用しづらいということが出てくる可能性がある。今後の課題であるが、利用者がどのくらい増えるかを見ながら考えていきたい。冬季期間については、最初は10月1日からと考えていたが、10月は、まだまだ使うであろうということで、11月にした。冬季期間は、キャンプをする方があまりいないのではないかとということで、キャンプはできないがグラウンドゴルフ場として使うことができるので活用していただきたいと考えている。冬季期間の利用者が多くなるようであれば、検討したい。

○中村有子委員 宮川グラウンドゴルフ場で、2時間増すごとに1,000円だったのが、1時間増すごとに1,000円となったため、一日で2時間はやるので、一回に2,000円払うことになる。毎週だと月8,000円になり、利用者も離れていく。課長もご存じのとおり。そもそも高齢者の健康増進、あるいは福祉のゾーンということで考えるべきではないかという利用者の声を多く聞いている。1時間ごとに1,000円というのは、割とまめに、週3回とかになるとかなりの負担になる。会としては、やっていけない状況である。現場の声を聞いて、条例を上げるべきではなかったかと思う。旧年度は、1,000円いただいていたのか。除草費として500円とも聞いているが、旧規定はどういう体制をとっていたのかと、他のグラウンドゴルフ場では、有料1,000円が発生しているのか。

○社会福祉課長 個人は変わらず、団体のみ改正したと説明したが、団体は10人以上で利用いただくことになっているので1,000円にしても1人100円という考え方である。1時間超えても、また、100円プラスということで個人的には200円になる。個人個人で考えていただければそういうことで、日新のグラウンドなどと一緒になり、他の体育施設と合わせて改正した。それが高いということになると高齢者の憩いの場の位置づけだということで、料金体系を見直すということになれば、グラウンドゴルフ場以外のところも考えていかなければならなくなる。今後検討していきたい。当然、芝を張って、工事をして整備費もかかっている。利用者の方にも少しご負担いただいているということで設定した。実際、一昨年前まで利用していた時には、指定管理者も料金も規定どおり取っていた。利用する方も一度やって、東屋で休んでまたやったり、人が変わったりする。既存の施設を思い出していただくようにコースがまっすぐでなく、行ったり来たりする施設だったので、それを面積を増やして、规格的に8コースできるように整備をし、料金もきちんと体系していかなければならないだろうという経緯がある。利用者が少ないということになれば、再度、検討していきたい。

○中村有子委員 高齢者の方の要望だが、荷物を持ってくるし、休憩もしたいので、簡素なものでよいのでテーブルと椅子をお願いしたい。

○社会福祉課長 要望として承る。いただきました。東屋を移設したかったが、工事業者に確認したところ、老朽化が進んでおり、腐っていて、新しく作り変えないといけないということであった。そのため移設はできなかった。ベンチをとこどこに置いてあるが、足りないということであれば、今後検討する。

○中村有子委員 椅子がとこどこにあるのはありがたいが、椅子が離れないで、10人が

5人5人になると仲が悪いようで感じが悪いというので、もっとチームがわかれないようにもっと長い椅子でという要望である。

○中村久信委員 イメージがわからないのだが、RVパークの現地では、キャンピングカーという話だったが、普通にRVというとレクリエーション・ビークルということだと思うので、それに該当する車ということになるのかと。一般的にRVと言っている車が利用するということになるのかというイメージを持っているが、具体的にどのようなものがどのような形で利用する事になるのか。一般駐車場との区別はどのようにするのか。

○社会福祉課長 現地で説明したとおり、キャンピングカー、いわゆる少し大きめの、人が寝られるような、調理ができるような車が止まるスペースを総称してRVパークとしていて、実際には、一晩駐車をして泊まるので、電源と水道を使えるようにセットすることになっている。那須や日光に行くところといった施設があり、参考にした。一般車との区別の部分であるが、RVパークのところに一般車が止まっている場合、温泉の利用者であればよいが、利用者でなければ、出ていただくことになる。料金をいただく方との差が出てしまうので、看板を設置するなど規制し、指定管理者に見回りをしてもらうことで今のところ考えている。

○中村久信委員 確認であるが、イメージ的には、キャンピングカーみたいな一体になっているものや牽引になっているものとかがあるが、明らかにキャンプをするようなときに用いる車を言っていて、RVというと車種的にそこまででないものは、対象でないことで良いのか。通常RVというと普通に寝泊りまたは生活の一部をできるような形ではなく、主にレクリエーションに使うような形で出ているが、そういったものとの区別がわからない。そこを確認したい。

○社会福祉課長 RV車でなく、キャンピングカーで車中泊用の車が専用止められる場所としている。キャンピングトレーラーは、今回の整備区画では無理なので、2区画利用してもらう。

○中村久信委員 了解した。キャンプ場の使い勝手について、芝のところにテントやタープを設営したりして、使うのだろうと思っている。オートキャンプ場と違って、車は駐車場と聞いている。火は使えないということだが、通常、持っていったり、貸し出しのコンロ等を使って火を起こしてバーベキューをテントの脇でしたりすると思うが、テントの周りではできないということが良いか。

○社会福祉課長 火を使わせないと説明した。芝なので、芝に火が移って火災ということが危惧されるので、テントのまわりでは使わせたくない。火を使う場所を、ふれあい館の前にバーベキューをやる炉があるので、そこは、火を使っても良いことで考えている。バーベキューをする方と混合してしまうので、今後の課題なのだが、火を使える場所を区別して設けていくことで検討していきたい。

○中村久信委員 楽しむために、使い勝手がわるいことを考えてほしいということである。そのキャンプ場では、連泊をすることがあるが、連続使用についての規定はあるのか。

○社会福祉課長 連泊の規定はない。1泊2,000円以内の規定である。指定管理者のほうでいくらしるかこれからの検討になると思う。

○中村久信委員 条例で午前10時に出ていかなければならない。車を止めたまま、周辺を散歩する事もある。費用が掛かることは分かるが、そういった使用の時に時間を超えて利用できるような規定があるか。

○社会福祉課長 条例には、規定がないので、運用の中で考えていく。

○委員長 運用のところで変えていくという事なので、一人でも多くの利用者に満足いただけるようスピーディーに進めていただくようお願いしたい。ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

○委員長 「議案第17号 矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○くらし安全環境課長(小瀧新平)

(「提出議案説明書」5ページを朗読。「議案書」66ページを朗読。「議案書」67ページ及び68ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

条例の改正の概要については、全員協議会で説明のとおり。

第3条第3項 市民の責務に関する規定の改正である。一般廃棄物について、可燃物と不燃物に区分することになっているが、今回の改正では、市民が自ら処分しない一般廃棄物について、市の一般廃棄物処理計画に定める分類の種類ごとに、こちらの計画の中では、細かく可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、資源ごみの中でもまた、新聞紙、雑誌など細かな種類ごとに分けている。この計画の種類ごとに市長が定める容器に収納するなどし、所定の集積場に搬出するとともに、市長が指示する方法に従い、収集及び運搬、協力しなければならない。

第7条の2第1項 資源物の収集及び運搬の禁止に関する規定である。これは、新設である。第1号及び第2号に規定された者以外が資源物の収集又は運搬をしてはならないことを規定するものである。第1号については、第3条第3項に規定する集積所いわゆるゴミステーションに出されている資源物に対する条項で、収集運搬を行う者は、市及び市が委託する者となる。第2号については、廃品回収事業等の集団回収活動により、集積所に出された資源物に対する条項であり、回収活動について回収運搬を行う事を市に届け出た者いわゆる資源ごみ回収団体である。

第7条の2第2項 市民は、違反する収集及び運搬を防止するため、市の実施する措置に協力し、違反を発見した時は、市に通報する。

第7条の2第3項 違反して、収集、運搬する者に対し、市長は、これらの行為を行わないよう命ずることができるものである。

第27条 矢板市行政手続条例の適用除外の規定。新設。

第29条 罰則規定。個人の命令違反に20万円以下の罰金。

第30条 法人に指示した、個人に指示した者にも罰則。

附則 施行日平成30年4月1日。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 実施に持ち去りが増えていると聞いているが、実際の把握している状況は。

○くらし安全環境課長 実際に持ち去りの被害等については、確実な数字は把握できていないが、被害額については月の平均でばらつきがあるが、その資源物を収入とした場合、月平均20万円くらいではないかと思われる。被害の頻度については、概ね月12日くらいと考えている。また、直接被害はないが市民からの苦情があり、電話等が月5日くらいある。

○中村久信委員 持ち去りをする方は、どういう状況の方、個人なのか、団体なのか、当局は掴んでいるのか。

○くらし安全環境課長 監視員が巡回している中で遭遇するケースもあるが、概ね個人の方が行っている。市では警告、注意を行っている。そのほかに大きいトラックで持ち去られたことも報告されている。近年であると、特定個人の方が市内を巡回し、集めているということが大きな被害であると認識している。

○中村久信委員 具体的に条例に関する内容であるが、集積所に出された資源ごみを指定されていない方が持ち去ると、市長がそれをやめるように命ずることができ、それにまた違反した場合は、罰金を科すことができるということになっているが、集積所以外、この次でてくる集団回収団体、要は子供会とか育成会は、集積所を使うケースもあるし、それ以外のところを使う場合もあると思うが、集積所以外のところに子供会、育成会で集めたものを持ち去るときにこれが適用できるかという事が一つと、もう一つ逆に集積所を利用して一部はそこに集めるとした時に市に届け出る必要があるということになっているが、手続きを経ずして行くとまずいということになるのか。

○くらし安全環境課長 集積所以外のところに回収団体が集めたものについては、市に届け出いただいたものについては、第7条の2に該当するので、違反にならない。持ち去った場合については、違反である。

○中村久信委員 今の話は最初のほうで育成会等が集積所以外のところを指定して集めることを、矢板市に届けていれば集積所と同じ扱いで持ち去ったらこの条例が適用されるという回答であったかと思うが。

○くらし安全環境課長 説明が訂正になるかと思うが、第7条の2第2号の集団回収団体についてもゴミステーションのところに置かれたものを届け出た以外の方が、持ち去ってはいけない。集団回収団体が資源ゴミステーション以外の場所においた場合は、条例の適用外となり、それを運ばれた場合、罰則は適用にならない。

○中村久信委員 一つ目の質問に対しては、育成会等が集積所以外のところを指定して集め持ち去られても、この条例の適用を受けないということである。最初の答弁と変わったということで、集団活動で集積所に搬出された資源物は適用になる。自治会の中であちこちに置いてあるものの集積所以外は適用されない、集積所を指定して集めたものは適用されるということか。

○くらし安全環境課長 集積所に集められたものは、適用になる。そこから届けた者以外の者が持ち去った場合は、条例が適用になり、罰則が適用される。資源回収団体については、この第2号のとおり届けていただければ適用除外になり、持っていかれても罰則にならない。

○中村久信委員 二つ目はそこを聞いているのだが、資源回収団体がゴミステーションを指定してそこに出してもらったものを育成会が回収するのは、違反にならないというのは、当然わかるが、市に届け出た者である。今まで、その地域で独自に資源ごみ回収を行っているが市に届け出なかったら違法ということになるのかということ、二番目は聞きたかった。それとも解釈の上で、資源回収団体として市に一回登録されているからゴミステーションから持ってきて良い、回収の都度に届け出るのではなくてという事かを確認したい。

○くらし安全環境課長 自治会、育成会等で行われているものは、運用という部分もあるが、厳密に市の届け出、一度出されている団体もあり、そういったところで運用で特に違反にならない団体ということ考えている。その都度届を出さなくても問題ない。

○中村久信委員 了解した。育成会の場合、ゴミステーションを指定しているのは、少ないと思うが、便宜上家の近くの道路に置いたりとかのケースが多いと思う。それも適用するような形にすべきではないかという気がしないでもない。今は、条例になっていない確認をしたので、これから必要になるのではないかと提議だけしたい。また、個人の方がしているようなことだが、命令をしながら、更に違反すると罰金ということは非常に重い事なので全協で出たようにいろいろな周知をされると思うが、これを実際に科すことになると思うのだが、その確認をさせてもらうのと、そういったときに一回は市長が命令し、2回目は罰金が科料になるということでよいか確認する。

○くらし安全環境課長 この条例について、第3項で市長が行為を行わないことを命令し、何回くらいかということはあるが改善されない場合には、罰金について市から関係機関に届けることになる。

○委員長 暫時休憩する。 (15時10分)

(休憩)

○委員長 会議を再開する。 (15時11分)

○くらし安全環境課長 持ち去りについて資源ごみ回収団体について届けがあったものについて運用で届けなくても良いと申しあげたが、発言を取消させていただき、条例としては、罰則の規定であるので手続きとしては、資源回収団体として市に届け出いただくということをお願いする。運用でと申しあげたが、条例通りということである。

○委員長 その文脈の中で中村久信議員が、一度届ければ良いのかその都度かということはどうか。

○くらし安全環境課長 毎年毎年ということである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(15時13分)